

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月から同年10月まで
② 平成元年1月から同年3月まで

私は、A市に住んでいたときに、国民年金保険料の納付書が届いたので、納付時期は不明だが、未納分の保険料を納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が平成2年3月に払い出されていることが確認でき、その時点では、社会保険事務所（当時）から送付された過年度納付書により保険料を納付することが可能であり、申立人が現年度分の保険料のみをまとめて納付した上、申立人は、3か月間の保険料を納めた記憶があると申述していることから、当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間②後の、国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

一方、申立期間①については、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付することができない上、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど当時の状況が曖昧である。

また、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 1 月までの期間及び同年 4 月から 57 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 54 年 1 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 57 年 12 月まで

私は、昭和 58 年 1 月ごろ、A 市役所から電話があったので、未納の国民年金保険料として 16 万円ぐらいた同市役所の出張所でまとめて納付した。そのときの領収書は持っていたが紛失してしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所の出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、同市役所の各出張所においては、過年度納付及び追納保険料を制度上取り扱うことができなかった上、申立人が保険料をまとめて納付したと主張している昭和 58 年 1 月時点においては、申立期間のうち、申請免除期間を除く期間の大部分については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料を A 市役所の出張所で 16 万円ぐらいた納付したと主張しているところ、昭和 58 年 1 月時点で納付可能な保険料は 11 万円ぐらいたであり、この金額と相違している上、納付期間及び納付時期等具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、A 市役所から保険料納付の督促の電話を受けて、すぐに家の近くの同市役所の出張所の窓口で保険料を納付したと申述しているが、同市役所では当時、他市町村から転入した被保険者に係る前住所地における未納保険料については、同市扱いの納付書を発行してからでないとな付できず、納付したとされる昭和 58 年 1 月時点では国民年金に未加入であることから、申立人の申述に不自然さがみられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年3月まで

私が学生で20歳になったとき、市役所から勧められて国民年金に加入し、母にお金を渡して国民年金保険料を隣組の人に納付してもらった。

年金手帳にも国民年金の被保険者となった日が「昭和54年*月*日」と記載してあるので、申立期間について、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳の国民年金の被保険者となった日が「昭和54年*月*日」と記載されているので、申立期間については被保険者であると主張しているところ、申立人は、申立期間当時、学生であり、国民年金の任意加入期間であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和57年12月時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付することができない上、当該年金手帳の被保険者資格の取得日をもって保険料を納付したとは認め難く、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その両親が、申立期間の保険料を隣組の集金担当者に納付したと主張しているが、申立期間当時の集金人等は既に他界しているため、当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の妹も、申立期間を含む学生の期間については、国民年金に未加入である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私が大学生のとき「一浪していなかったら、昭和 53 年に卒業しているはずなので国民年金に加入させている。」と母から聞いた。申立期間の保険料については両親が納付していたと思う。

また、年金手帳にも国民年金の被保険者となった日が「昭和 53 年 4 月 1 日」と記載されているので、申立期間について、国民年金に未加入及び保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳には国民年金の被保険者となった日が「昭和 53 年 4 月 1 日」と記載されていることから、申立期間については被保険者であったと主張しているところ、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間については学生であり、国民年金の任意加入期間であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 56 年 4 月時点では、さかのぼって被保険者資格を取得することができない上、当該年金手帳の被保険者資格の取得日をもって保険料を納付したとは認め難く、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人の両親は、手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 4 月時点において、現年度納付が可能な 55 年 4 月以降の保険料をさかのぼって納付したものの、過年度納付となる 54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料については、その両親が既に他界しているため、当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料をさかのぼっ

て納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 21 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 支店 D 所に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 12 月 1 日となっている。入社時より給与から厚生年金保険料は控除されており、同社 E 所に採用された同僚は同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社 C 支店 D 所に勤務していたことは、申立人が保管している職員手帳及び B 社から提供された申立人の在職証明書により確認できる。

しかしながら、申立期間における厚生年金保険料の控除について、B 社は当時の関連資料を保管しておらず、当時の給与担当者及び従業員から明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所（当時）が保管している A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様、昭和 21 年 4 月 1 日付けで同社 D 所に入社した複数の従業員についても、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 12 月 1 日であることが確認できる上、E 所を除く同社 10 所において、同年中に厚生年金保険被保険者となっている従業員の資格取得日は、申立人と同日である同年 12 月 1 日に集中していることから、同社の事業主は、入社してから一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から同年11月1日まで
昭和23年10月1日にA社（現在は、B社）C支店D所に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年11月1日となっている。入社時より給与から厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社C支店D所に勤務していたことは、申立人が保管している職員手帳及びB社から提供された申立人の在職証明書により確認できる。

しかしながら、申立期間における厚生年金保険料の控除について、B社は当時の関連資料を保管しておらず、当時の給与担当者及び従業員から明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所（当時）が保管しているA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様、昭和23年中に同社D所に入社した複数の従業員についても、厚生年金保険被保険者の資格取得日が入社日より数か月後となっていることが確認できる上、同社11所において、同年中に厚生年金保険被保険者となっている従業員の資格取得日は、同年5月1日及び同年9月1日に集中していることから、同社の事業主は、入社してから一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年9月1日まで

昭和23年4月1日にA社(現在は、B社)C支店D所に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年9月1日となっている。入社時より給与から厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社C支店D所に勤務していたことは、申立人が保管している職員手帳及びB社から提供された申立人の在職証明書により確認できる。

しかしながら、申立期間における厚生年金保険料の控除について、B社は当時の関連資料を保管しておらず、当時の給与担当者及び従業員から明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所(当時)が保管しているA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様、昭和23年4月1日付けで同社D所に入社した複数の従業員についても、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年9月1日であることが確認できる上、同社11所において、同年中に厚生年金保険被保険者となっている従業員の資格取得日は、同年5月1日及び同年9月1日に集中していることから、同社の事業主は、入社してから一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 9 月 14 日まで
② 昭和 51 年 1 月 21 日から同年 6 月 21 日まで

申立期間①について支給されていた給与は 25 万円ぐらいであり、申立期間②については 24 万円ぐらいであった。両申立期間について、給与月額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、保険料控除額等を確認することができない。

また、当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、標準報酬月額について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然なところは見当たらない。

さらに、申立人の標準報酬月額に係る記録と当該事業所で申立人と同時期に被保険者資格を取得している従業員の記録についてオンライン記録により比較したところ、申立人の標準報酬月額に係る記録は、申立期間当時の標準報酬月額等級表における最高等級月額である昭和 48 年 10 月以前の 13 万 4,000 円、同年 11 月以降の 20 万円には達していないものの、それぞれ 10 万 4,000 円、19 万円であり、当該従業員の中でも高額の方であることが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社は、平成 22 年 4 月 * 日破産手続開始の決定

を受けており、破産管財人に照会したところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間は、同社が保管する社会保険台帳により、オンライン記録と一致していることが確認できたが、標準報酬月額記録及び保険料控除額は、資料が無く不明という回答であったことから、確認することができない。

また、当該事業所で長い期間、経理を担当していた元社員は、「給与は、個々の社員の毎月の売上額を会社と折半する形で支給されており、社員の入社時における報酬月額社会保険事務所（当時）への届出は、社員の平均賃金を基に、皆同じ金額で行われ、年一回の定時決定における算定基礎届の提出により、成績の良い者は当然上がり、成績不振の者は下がるという記録になっていると思う。また、届出している報酬月額に見合う標準報酬月額以上の保険料を控除されていたということはない。」と証言している。

さらに、当該事業所における申立人の被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した 28 人に係る被保険者原票を確認したが、前述の元社員の証言どおり、年一回の定時決定による標準報酬月額の改定のみ記録であり、随時改定による改定が行われた記録は 1 人も確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

A社に昭和 60 年 7 月 1 日から勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となったのが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同じ昭和 61 年 4 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となる以前において、厚生年金保険被保険者であった者は一人も確認できない上、当時の同僚に照会したところ、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から10年8月まで
平成4年10月1日にA社に入社し、会社が倒産する10年8月までB職として勤務した。この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年7月1日からであることが確認でき、それ以前の期間については、同事業所が適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間のうち、申立人が申述している入社日である4年10月1日から適用事業所となる前日である9年6月30日までの期間において厚生年金保険の被保険者となった事情はうかがえない。

さらに、申立期間のうち、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる手続を行った平成9年7月1日から全喪した10年7月31日までの期間において、オンライン記録により、厚生年金保険の被保険者となっている者は、事業主一人であり、申立人や申立人が記憶している同僚及び役員が厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年8月10日まで
代表取締役として勤務したA社における被保険者期間のうち、平成5年9月1日から6年8月10日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は50万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めるA社は、平成6年8月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたものが、同年8月22日付けで、5年9月1日に遡^{そきゆう}及して30万円に減額処理されていることが確認できる。

また、申立人は、当該減額処理に係る手続を行っておらず、承知していないとしている。また、社会保険事務所（当時）は、このような標準報酬月額の減額処理は職権で行うことはなく、事業主等からの届出を受けて処理していたとしている。

しかしながら、標準報酬月額の減額処理に係る届出については、当該事業所の関係者が関与していたものと想定されるが、当時の関係者によると、「社会保険関係の事務手続については、社長若しくはその妻が行っていた。当時、業績が急激に悪化し、役員報酬の未払いと、社会保険料の滞納が続いたので、報酬月額を減額したと思う。」、「会社の資金繰りは大変そうだった。社会保険関係の事務手続は社長とその妻が行っていた。代表者印は社長が管理しており、他の者は一切使用できなかった。給与の遅配が繰り返されたので退職した。」と証言していることから、同事業所の代表取

締役である申立人及び取締役であるその妻以外の者が、当該減額処理に係る届出を独断で行ったとは考え難い。

また、当該事業所の取締役である申立人の妻は、「会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続及び健康保険証の返却は、私自らが行った。手続することは、代表取締役である夫にも伝えていた。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、申立人の被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が当該減額処理日である平成6年8月22日と同日となっていることが確認できることから、申立人は、同事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理について有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 3 日から 61 年 9 月まで

A社に新しく*ができた昭和 59 年 9 月に、公共職業安定所の紹介で同社に入社した。勤務していたのは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険受給資格者証及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月 3 日から同年 11 月 30 日までの期間について、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録によれば、昭和 56 年 3 月に旧厚生年金保険法に基づく通算老齢年金の受給権を取得し、同年 4 月から当該年金を受給していることが確認できるが、年金の受給権を取得した後厚生年金保険の被保険者となった場合、その被保険者期間中は同法第 46 条の 7 の規定に基づく支給調整が行われることが考えられ、申立人が当該事業所の前に勤務した事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した 56 年 12 月 1 日から被保険者資格を喪失した 58 年 11 月 21 日までに対応する期間については、前述の支給調整が行われているものの、申立期間については、当該支給調整は確認できない。

また、社会保険事務所(当時)が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所において申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は、前職を退職した昭和 58 年 11 月 21 日から死亡によりその資格を喪失するまでの期間、継続して国民健康保険に加入していた

ことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から同年 10 月 12 日まで
② 昭和 32 年 10 月 12 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 8 月ごろまで

中学校の紹介で昭和 32 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、同年 10 月 11 日まで勤務していた。また、同社を退職した翌日である同年 10 月 12 日に C 社に入社し、38 年 8 月ごろまで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 6 か月のみとなっている。

両事業所における各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社に勤務していたと申述しているものの、同社に関連資料は残っておらず、当時の事業主も死亡しており証言を得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後である昭和 35 年 5 月 11 日であり、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日が同日以降となっており、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらない。

申立期間②について、入社日の特定はできないものの、申立人が C 社に申立期間②中から勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所にお

いて資格取得した昭和 35 年 4 月 1 日であり、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日が同日以降となっており、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらない。

また、C社の当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、申立人が同社に入社する以前から勤務していた複数の同僚は「入社時は社会保険に加入していないことは承知していた。」、「入社時は、個人事業所であったので、社会保険には加入していなかったのではないか。」と証言している。

申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと申述しているものの、前述のとおり、当時の事業主は死亡しており、同僚から具体的な証言も得られないことから、申立人の申立期間③における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和 37 年 1 月 14 日に移転していることが確認できるところ、申立人は「C社を退職して1年半ないし2年ほどたったころに、D職として同社の*に係る仕事を請け負った。」と申述しており、申立人の申述内容と同事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日はほぼ一致する。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 21 日から同年 12 月 26 日まで
A社に平成 8 年 12 月 25 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 11 月 21 日となっている。
同社において冬期賞与の支給を受けてから退職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から冬期賞与の支給を受けたことにより、平成 8 年 12 月 25 日まで勤務したと申述している。

しかしながら、申立人から提出された賞与明細書には、当該事業所の名称及び支給年月日が記載されておらず、同事業所は既に閉鎖しているため関連資料は保管されていない上、当時の事業主は死亡しており、同僚からも具体的な証言が得られないことから、申立人の申立期間における同事業所の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び証言を得ることができない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の資格喪失日は、平成 8 年 11 月 20 日である上、国民年金第 3 号被保険者該当届書によれば、申立人の資格取得年月日は同年 11 月 21 日と記載されており、同年 12 月 16 日に届出が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。